

船舶インシデント調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	安全阻害
発生日時	平成29年11月11日 16時24分ごろ
発生場所	沖縄県南 ^{なんじょう} 城市久高島南南西方沖 久高島灯台から真方位202° 8.8海里付近 (概位 北緯26° 01.1′ 東経127° 49.4′)
インシデントの概要	ヨット ^{アズサ} AZUSA5は、東南東進中、船長が落水し、安全が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年11月15日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット AZUSA5、10トン
船舶番号、船舶所有者等	260-27152岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約8.4m/s、視界 良好 海象：波高 約2.5m、水温 約25℃ 日没時刻：17時42分ごろ 沖縄県本島地方南部には、平成29年11月11日10時31分に 波浪注意報が発表され、本インシデント時も継続中であつた。
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、‘沖縄県与那原町所在のマリーナ’ (以下「本件マリーナ」という。)に向けて沖縄県座間味村座間味港 を出港し、久高島南南西方沖を約5ノットの対地速力で自動操舵によ り機帆走で東南東進していた。</p> <p>船長は、コックピットで操船していたところ、船尾のプラットフォ ームに置かれたゴムボートが船尾方に移動していることに気付き、同 ボートを中央寄りに移そうと船尾デッキ上を移動していたとき、左舷 船首に波を受けて船体が上下に動揺し、船尾デッキの端（段差約9 cm）でつまずいて船尾のプラットフォーム上で前のめりになり、平成 29年11月11日16時24分ごろ船尾方に落水した。</p> <p>船長は、携帯電話で海上保安庁に救助を要請し、背中から波を受け るようにし、できる限り体力を消耗しないようにした。</p> <p>船長は、救助を待っていたところ、19時05分ごろ巡視艇により 救助され、沖縄県金武中^{きんたけ}城湾港に運ばれた。</p> <p>船長は、膨張式救命胴衣、上着、長ズボン、白色の帽子を着用し、 サンダルを履いていた。</p> <p>本船は、船長から依頼を受けた与那原・西原町漁業協同組合所属の 漁船により本件マリーナにえい航された。</p>

	<p>本船は、双胴船であり、船尾寄りにコックピットがあって、船尾デッキの後方に船尾のプラットフォームを備え付け、海面から同プラットフォームまでの高さが約0.8mであった。</p> <p>本船は、船尾のプラットフォーム両舷にハンドレールがあり、その間の高さ約60cm及び高さ約35cmの位置に落水防止用のライフライン2本を取り付けられるようになっていたが、船長が乗り降りする際に邪魔になると思い、本インシデント当時、同ライフラインが取り付けられていなかった。</p> <p>船長は、本船に落水防止用のハーネスラインがあったが、使用していなかった。</p> <p>船長は、携帯電話用の防水パックを持っていたが、本事故当時、使用しておらず、落水直後に電話したのち、携帯電話を紛失した。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、久高島南南西方沖を東南東進中、船尾のプラットフォーム両舷のハンドレールに落水防止用のライフラインが取り付けられていなかったことから、船長が同プラットフォームに置かれたゴムボートを中央寄りに移そうとして船尾デッキの端でつまずいた際に落水し、安全が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、久高島南南西方沖を東南東進中、船尾のプラットフォーム両舷のハンドレールに落水防止用のライフラインが取り付けられていなかったため、船長が同プラットフォームに置かれたゴムボートを中央寄りに移そうとして船尾デッキの端でつまずいた際に落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、落水防止用のライフラインを取り付けておくこと。 ・防水型携帯電話等を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。 ・PLB（携帯用位置指示無線標識）を携帯することが望ましい。